

動画生成AIバズスクール 受講契約書

BUZPOS株式会社（以下「甲」という）と受講者（以下「乙」という）は、甲が提供する「動画生成AIバズスクール」（以下「本スクール」という）の受講に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲が乙に対して提供する本スクールの受講条件、権利義務、その他必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（サービス内容）

- 甲は乙に対し、以下のサービスを提供する。
 - 動画生成AIを活用した動画制作スキルに関する短期集中講座（2日間）の提供
 - 講座で使用する教材（動画・テキスト・テンプレート等）の提供
 - 講座中の質疑応答およびフィードバックの機会
- 甲は、サービス内容を事前の通知により合理的な範囲で変更できるものとする。
- 甲が別途提供するオンラインコミュニティサービス（月額制）については、別途定める利用規約に従うものとし、本契約の対象外とする。

第3条（受講日程）

- 本スクールの受講日数は2日間とし、具体的な日程は甲が別途指定するものとする。
- 甲は、やむを得ない事由がある場合、事前に乙に通知のうえ、受講日程を変更できるものとする。
- 甲の都合により講座を中止した場合、甲は乙に対し、受講料の全額を返金するか、代替日程での受講機会を提供するものとする。

第4条（受講料および支払条件）

- 本スクールの受講料は、金49,800円（税込）とする。
- 乙は、受講料をクレジットカード決済により支払うものとする。
- 決済完了をもって、本契約の成立とする。
- 本契約は、インターネットを通じた通信販売により締結されるものであり、特定商取引に関する法律に定めるクーリング・オフの規定は適用されない。

第5条（キャンセルポリシー）

乙は、受講開始日前に限り、以下の条件に基づきキャンセルすることができる。

- キャンセルの申出は、甲の指定するメールアドレスまたはLINEへの連絡により行うものとする。
- キャンセル料は、甲に生ずべき平均的な損害の額を基準として、以下のとおりとする。
 - 受講開始日の7日前までのキャンセル：受講料全額を返金
 - 受講開始日の4日前から6日前までのキャンセル：受講料の50%を返金
 - 受講開始日の3日前以降のキャンセル：返金なし
- 返金は、キャンセル申出日から14日以内に、乙が決済に使用した方法と同一の方法で行うものとする。
- 受講開始後のキャンセルおよび返金は受け付けないものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により講座の提供が困難となった場合は、未提供分に相当する金額を返金するものとする。

第6条（知的財産権）

- 本スクールで提供する教材（動画、テキスト、テンプレート、ツール等）の著作権その他一切の知的財産権は甲に帰属する。
- 乙は、教材を私的な学習の範囲内で利用することができる。ただし、以下の行為を行ってはならない。
 - 第三者への譲渡、貸与、販売、公開、配信
 - 複製、改変、リバースエンジニアリング
 - 甲の事前の書面による承諾なく、商業目的で利用すること
 - 講義の録音、録画、スクリーンショットの撮影（甲が許可した場合を除く）
- 乙が本スクールで制作した成果物の著作権は、乙に帰属するものとする。

第7条（案件紹介）

1. 甲は、本スクール修了者に対し、甲が受注した動画制作案件を紹介する場合がある。ただし、案件の紹介を保証するものではない。
2. 案件紹介を行う場合、甲乙間で案件ごとに別途業務委託契約を締結するものとし、報酬額、納期、紹介手数料その他の条件は当該契約において定めるものとする。

第8条（秘密保持および禁止事項）

1. 乙は、本スクールを通じて知り得た甲の営業秘密、ノウハウ、未公開の教材内容その他の秘密情報を、第三者に開示または漏洩してはならない。
2. 乙は、以下の行為を行ってはならない。
 - （1）本スクールの教材を利用して、甲と実質的に同一の講座サービスを第三者に提供すること
 - （2）他の受講者に対する嫌がらせ、誹謗中傷、その他秩序を乱す行為
 - （3）甲のサービスに関する虚偽の情報を流布すること
 - （4）本スクールのアカウントを第三者に利用させること
 - （5）甲の受講生または顧客を、甲のサービスから離脱させる目的で勧誘すること
 - （6）法令または公序良俗に反する行為
3. 前項第1号の規定は、乙が本スクールで習得したスキルや知識を活用して、自ら動画制作サービスやコンサルティング等の事業を行うことを制限するものではない。

第9条（免責事項および損害賠償）

1. 甲は、本スクールの受講により乙が特定の成果（収入、フォロワー数、案件獲得等）を得ることを保証するものではない。
2. 甲は、以下の事由により乙に生じた損害について責任を負わないものとする。
 - （1）天災地変、感染症の流行、通信障害、サーバー障害等の不可抗力による場合
 - （2）乙の機器環境、通信環境に起因する場合
 - （3）第三者が提供するAIツール・サービス（Grok、SEEDANCE、ChatGPT、Claude等）の仕様変更、提供停止等による場合
3. 甲の故意又は重大な過失による場合を除き、甲が乙に対して負う損害賠償責任は、乙が甲に支払った受講料の総額を上限とする。
4. 甲の故意又は重大な過失により乙に損害を与えた場合、前項の上限は適用されないものとする。

第10条（個人情報の取扱い）

1. 甲は、乙の個人情報を以下の目的に限り利用する。
 - （1）本スクールの運営および受講管理
 - （2）案件紹介およびコミュニティサービスの提供
 - （3）甲のサービスに関するご案内の送付
2. 甲は、乙の事前の同意なく、個人情報を第三者に提供しないものとする。ただし、以下の場合を除く。
 - （1）法令に基づく場合
 - （2）甲が利用する決済サービス（Stripe Inc.）、ビデオ会議サービス（Zoom Video Communications, Inc.）等への業務委託に必要な範囲
3. 甲は、個人情報の漏洩防止のため、適切な安全管理措置を講じるものとする。
4. 個人情報の開示、訂正、削除等の請求は、甲の指定する窓口（m.iwasa@buzpos.co.jp）に連絡するものとする。
5. 個人情報の詳細な取扱いについては、甲が別途定めるプライバシーポリシーに従うものとする。

第11条（契約の解除）

1. 甲は、乙が以下のいずれかに該当した場合、催告なく本契約を解除することができる。
 - （1）本契約に定める条項に重大な違反をした場合
 - （2）第8条に定める禁止事項に違反した場合
 - （3）反社会的勢力に該当し、またはこれと関係を有することが判明した場合
2. 前項による解除の場合、甲は受講料の返金義務を負わないものとする。ただし、未提供の講座がある場合は、当該部分に相当する金額を返金するものとする。なお、乙の違反行為により甲に損害が生じた場合、甲は当該返金額

と損害賠償請求権を相殺することができる。

第12条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他これに準ずる者）に該当しないこと、および将来にわたって該当しないことを表明し、保証する。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

第14条（準拠法および管轄裁判所）

1. 本契約の準拠法は日本法とする。
2. 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲乙それぞれが保持するものとする。

契約締結日： 年 月 日

【甲】BUZPOS株式会社

代表取締役 廣林隼

所在地：東京都豊島区南大塚2-44-6 飯田ビル3階

【乙】受講者

氏名：

住所：

電話番号：

メールアドレス：

【別表】キャンセル料一覧

キャンセル申出の時期	返金額
受講開始日の7日前まで	受講料全額を返金
受講開始日の4日前～6日前	受講料の50%を返金
受講開始日の3日前以降	返金なし